

社会福祉法人八女市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成11年9月2日制定
八女社協規程第5号

改正	平成15年12月6日	規程第2号	平成17年3月23日	規程第1号
	平成22年1月21日	規程第4号	平成25年12月17日	規程第5号
	平成29年3月24日	規程第11号		

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八女市社会福祉協議会(以下「本会」という。)役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 報酬及び費用弁償を支給する役員等の範囲は、社会福祉法人八女市社会福祉協議会定款第18条に定める役員及び第6条に定める評議員並びに定款第33条に定める委員会委員とする。

(報酬)

第3条 役員等には、別表に定める報酬を支給する。ただし、八女市職員及び本会職員が役職を兼ねた場合については、これを支給しないものとする。

2 月額で定める報酬は、就任したその日から、退任したときはその日まで、また死亡したときはその日の属する月の報酬全額を、職員の給与等に関する規程を準用して支給する。

3 日額で定める報酬は、その職務が終了した後に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が本会の用務に関して旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、本会の旅費支給規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成11年9月2日から施行する。

(報酬の特例)

1 第3条第1項の規定にかかわらず、会長の報酬は、八女市長が会長である期間は、支給しない。

2 平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間における常務理事の報酬月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に規定する報酬月額から当該報酬月額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、それを切り捨てた額)を減じた額とする。

3 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則 (平成15年12月6日改正)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月21日改正）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成25年12月17日改正）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

役職名	報酬の額
会 長	月額90,000円
常務理事	月額240,000円
理 事	日額4,500円
監 事(会議の場合)	日額4,500円
監 事(監査の場合)	日額9,000円
評議員	日額4,500円
生活福祉資金貸付調査委員会委員	日額4,500円
福祉貸付金貸付委員会委員	日額4,500円
心配ごと相談所運営委員会委員	日額4,500円
八女市特別養護老人ホームゆいのもり入所検討委員会委員	日額4,500円
職員賞罰委員会委員	日額4,500円
福祉サービスに関する苦情解決委員会委員	日額4,500円
地域福祉活動計画策定委員会委員	日額4,500円
地域福祉活動計画推進委員会委員	日額4,500円
その他の委員会委員	日額4,500円